

管理 No.	C005
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署： 財務部 市民税課
 (総務係 /内線:2511)

根拠区分	法律・ 条例	
許認可等の名称	臨時運行の許可	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	道路運送車両法(昭和26年 法律第185号)
	根拠規定条項	第34条第2項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	道路運送車両法(昭和26年 法律第185号) 道路運送車両法施行規則(昭和26年 運輸省令第74号)
	基準規定条項	法律(第35条)、省令(第20条、第21条)
	審査基準	<p>次の書類等の提示を受け、内容を審査する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車臨時運行許可申請書 ・自動車検査証等 ・自動車損害賠償責任保険(共済)証明書 ・申請者の運転免許証等 本人確認書類 ・手数料 750 円 <p><審査の内容></p> <ol style="list-style-type: none"> ①運行の目的が「試運転、新規登録、新規検査、継続検査」等であるか ②申請日が許可日当日又は前開庁日で、許可有効期間が5日以内か ③対象自動車が自賠責保険に加入しており、許可有効期間が保険契約期間内か ④運行経路の最寄りが奈良市であるか ⑤自動車検査証等、自動車損害賠償責任保険(共済)証明書、申請者の運転免許証等の内容について、コピーなどにより控えをとる
標準処理期間 (経由機関の日数)	1日	
本票の作成日	平成28年3月7日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	<p>○道路運送車両法(抜粋) (許可基準等)</p> <p>第三十五条 前条の臨時運行の許可は、当該自動車の試運転を行う場合、新規登録、新規検査又は当該自動車検査証が有効でない自動車についての継続検査その他の検査の申請をするために必要な提示のための回送を行う場合その他特に必要がある場合に限り、行うことができる。</p> <p>2 臨時運行の許可は、有効期間を附して行う。</p> <p>3 前項の有効期間は、五日をこえてはならない。但し、長期間を要する回送の場合その他特にやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>4 行政庁は、臨時運行の許可をしたときは、臨時運行許可証を交付し、且つ、臨時運行許可番号標を貸与しなければならない。</p> <p>5 前項の臨時運行許可証には、臨時運行の目的及び経路並びに第二項の有効期間を記載しなければならない。</p> <p>6 臨時運行の許可を受けた者は、第二項の有効期間が満了したときは、その日から五日以内に、当該行政庁に臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標を返納しなければならない。</p> <p>○道路運送車両法施行規則(抜粋) (臨時運行の許可)</p> <p>第二十条 法第三十四条第一項(法第七十三条第二項において準用する場合を含む。)の臨時運行の許可は、その運行の経路の最寄りの運輸監理部長若しくは運輸支局長又は市、特別区若しくは町村の長が行う。</p> <p>(臨時運行許可申請書)</p> <p>第二十一条 臨時運行の許可の申請書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所</p> <p>二 車名</p> <p>三 形状</p> <p>四 車台番号</p> <p>五 運行の目的</p> <p>六 運行の経路</p> <p>七 運行の期間</p> <p>○自動車臨時運行許可事務の取扱いについて(国土交通省 近畿運輸局)</p>